

第51回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）

開催場所

東京都千代田区大手町一丁目7番2号
大手町サンケイプラザ 3階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

議 案

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役及び退任監査役
に対し退職慰労金贈呈の件 |

新型コロナウイルス禍の状況に鑑み、ご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状が見られる場合や体調が優れない場合などには、ご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただき、書面によって議決権を行使いただくことをご検討ください。

また、当日は、感染拡大予防のため、マスク着用、アルコール消毒などの措置をとらせていただく場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

株主総会ではお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

2020年6月10日

株 主 各 位

東京都目黒区鷹番二丁目16番18号(Kビル)

テンアライド株式会社

代表取締役社長 飯田 永太

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日(水曜日)午後6時までにて到着するようご返送の程お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
大手町サンケイプラザ 3階会議室

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

3. 目的事項
- 報告事項
 1. 第51期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.teng.co.jp/ir/index.shtml>)に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」「株主資本等変動計算書」「計算書類の個別注記表」

◎事業報告、計算書類及び連結計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

(提供書面)

第 51 期 事 業 報 告

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用情勢の改善など景気は緩やかな回復基調で推移しておりましたが、国内及び諸外国の政治・経済情勢の不確実性や、相次ぐ自然災害に加え、年度末にかけて新型コロナウイルスの感染拡大により、急速な景気の低迷が生じております。

外食産業においては人手不足による人件費の高騰に直面し、経営環境は厳しい状況が続いておりましたが、加えて新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出等の自粛により急速な消費の縮小が生じ、極めて厳しい経営環境となっております。

このような状況の中で、当社は堅実な店舗運営と着実な収益構造の確立を図ってまいりました。

当社は愚直なまでにお客様への四つの誓い「良いものを安く、早く、清潔に、最高の雰囲気で」の実現を徹底しております。こうした観点から、従来から継続して取り組んでまいりました店舗に係る内部監査、衛生監査及び営業監査の更なる内容の充実に取り組み、理念の徹底を図っております。

また、急速な消費の縮小に対し、新型コロナウイルス感染拡大に対する政府及び自治体からの各種要請に応えると同時に、雇用の維持を確保しつつ、消費者ニーズを捉えた各種施策に取り組んでおります。

以上の結果、2月中旬まで本当に順調に推移しておりましたが、その後のコロナウイルスの自粛営業の影響もあり、当連結会計年度における連結売上高は、残念ながら前年同期比95.4%の145億67百万円となりました。

利益面につきましては、販売費及び一般管理費の削減をしたものの、2月、3月の自粛の売上減の影響を受け、営業損失は3億7百万

円（前年同期は営業利益2億26百万円）、経常損失は2億85百万円（前年同期は経常利益2億42百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は8億45百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益20百万円）となりました。

なお、当連結会計年度末における当社の店舗数は、「旬鮮酒場天狗」19店舗、「和食れすとらん天狗（「旬鮮だいこんぐ天狗」含む）」33店舗、「テング酒場（「立呑み神田屋」「ミートキッチンlog50」含む）」64店舗の合計116店舗であります（内フランチャイズ2店舗）。

1－2．資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

新型コロナウイルス感染拡大の長期化に備えて手元資金を厚く保持し、財務基盤の安定性をより一層高めることを目的とし、2020年3月24日に当座貸越契約に基づき5億円の借入を実行いたしました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は4億70百万円で、その主なものは、1店舗の新店と2店舗のリニューアル費用に対する投資であります（敷金及び保証金の差入れ額を含む）。

係る設備投資に対する資金調達としては、自己資金で賄っております。

1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況
 (企業集団の財産及び損益の状況) (連結)

区 分	第48期 (2016年度)	第49期 (2017年度)	第50期 (2018年度)	第51期 (2019年度) (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	15,559,361	15,434,347	15,271,833	14,567,080
経常利益又は損失(△)(千円)	62,038	348,514	242,148	△285,015
親会社株主に帰属する 当期純利益又は(千円) 当期純損失(△)	△270,552	141,362	20,619	△845,779
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は(円) 当 期 純 損 失 (△)	△10.42	5.44	0.79	△32.34
総 資 産(千円)	9,441,718	9,630,810	9,105,240	8,334,814
純 資 産(千円)	5,007,984	5,246,200	5,247,021	4,407,042
1 株 当 た り 純 資 産 額(円)	192.37	200.83	200.61	168.51

(事業報告作成会社の財産及び損益の状況) (個別)

区 分	第48期 (2016年度)	第49期 (2017年度)	第50期 (2018年度)	第51期 (2019年度) (当事業年度)
売 上 高(千円)	15,559,361	15,434,347	15,271,833	14,567,080
経常利益又は損失(△)(千円)	59,709	347,752	245,509	△283,571
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△271,969	141,860	23,800	△844,247
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は(円) 当 期 純 損 失 (△)	△10.48	5.46	0.91	△32.28
総 資 産(千円)	9,408,477	9,592,921	9,073,959	8,309,326
純 資 産(千円)	5,045,571	5,230,364	5,245,860	4,387,185
1 株 当 た り 純 資 産 額(円)	193.82	200.22	200.57	167.75

1-4. 対処すべき課題

当面の経済情勢といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大により世界規模で経済が停滞しており、極めて厳しい経営環境が継続するものと思われまます。

特に外食産業においては、緊急事態宣言に伴う店舗の臨時休業や営業時間短縮、不要不急の外出自粛に伴う営業機会の消失や消費マインドの縮小により、いまだかつてない厳しい状況となっております。

このような状況下において、当社としては新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、政府・自治体からの各種要請等を踏まえて、一部の直営店について臨時休業を実施しております。また、営業を継続している店舗でも営業時間を短縮し、お客様と従業員の安全性を最優先して、衛生管理を徹底しております。

また、店舗・事業所においては、インフルエンザやノロウイルス対策として従来より整備している体調管理に係る連絡体制の更なる徹底により従業員の体調管理を行うと共に、可能な限りテレワーク等による在宅勤務の実施を行っております。加えて臨時休業等による従業員の休業補償についても前向きに検討を進めております。

加えて、こうした環境下においても外食のニーズは存在し、このような環境に適合する弁当等のテイクアウト販売を拡充すると共に、宅配サービスにも着手いたしました。また、セントラルキッチンオリジナル製品の外部販売（楽天による通信販売、またホームページからの直接販売、セントラルキッチン敷地内の「天狗こだわりマーケット」による直接販売）の実施等により、小売業へ本格的に進出の第一歩を踏み出しました。

また新型コロナの感染が収束を迎えたとしても、外食産業を取り巻く状況としては、異業種を含めた企業間競争が更に熾烈になるものと考えております。

このような状況の中、当社グループといたしましては、「旬鮮酒場天狗」「和食れすとらん天狗」「テング酒場」の3業態のコンセプトの徹底を図り、それぞれお客様の要求に応え得る業態として確立し、来店客数・既存店売上高の増加を図ってまいります。

また、食材の確保、価格の乱高下、安全性の確保といったことへの対応も極めて重要となっております。こうした観点から、常日頃から生産者・取引業者とのコミュニケーションを緊密に実施するとともに、安全証明や検査結果等を生産者・生産国から提出してもらうといった安全確認をいたします。

商品（飲物・料理）につきましては、蔵元やメーカーとの一層の連携強化を図り、プライベートブランド商品拡大を進める一方、自社セントラルキッチン製造によるオリジナル商品の開発・提供を図ってまいります。

更に、人材確保と教育の継続した仕組みの確立、店舗の作業システムの改善、さらなるコスト削減、投資効率の良い新規出店、店舗リニューアル等の諸施策に取り組んでまいります。

1-5. 企業集団の主要な事業セグメント（2020年3月31日現在）

当企業集団は、テンアライド株式会社（当社）及び子会社のテンワールドトレーディング株式会社によって構成されております。子会社のテンワールドトレーディング株式会社は酒類、食料品等の輸入販売を行っております。

当企業集団は製品の種類、性質、販売市場等の類似性から判断して、同種の外食産業及びその補完的事業であり、単一セグメントであるため、記載を省略しています。

1-6. 企業集団の主要拠点等

(1) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

① 本部	東京都目黒区鷹番二丁目16番18号(Kビル)			
② 事務所	東神田(東京都)、目黒西口(東京都)、神田(東京都)、研修センター(東京都)			
③ セントラルキッチン	埼玉県			
④ 店舗	東京都	70店	愛知県	6店
	神奈川県	7店	静岡県	4店
	埼玉県	15店	大阪府	5店
	千葉県	6店	京都府	1店
	合 計			114店

(注) 上記の外にフランチャイズ店舗が2店舗ございます（東京都、埼玉県）。

(2) 企業集団の使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減
飲食業	366 (2,791)	15名増 (43名減)
合計	366 (2,791)	15名増 (43名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の()内は、アルバイト等の年間平均雇用人員であります。

② 事業報告作成会社の従業員数

従業員数(名)	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
365 (2,791)	15名増 (43名減)	38.2歳 (△0.8歳)	11年5ヶ月 (△1ヶ月)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の()内は、アルバイト等の年間平均雇用人員であります。
3. 平均年齢、平均勤続年数の()は、対前年度増減であります。

1-7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
テンワールドトレーディング株式会社	10,000千円	100.0%	酒類等の輸入販売

(注) 上記の重要な子会社は連結対象の子会社となっております。

1-8. 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額(期末残高)
株式会社三菱UFJ銀行	600,000千円

1-9. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め(会社法第459条第1項)があるときの権限の行使に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、業績に応じて安定的配当を行うことを基本方針とし、企業体質の一層の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保も勘案して、適正な利益還元をしていきたいと考えております。

1-10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する重要な事項 (2020年3月31日現在)

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 84,712,800株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 26,579,527株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 19,631名 |
| (4) 上位10名の株主 | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
① 飯 田 永 太	3,787,847 株	14.5 %
② 株 式 会 社 岡 永	1,443,318	5.5
③ 株 式 会 社 永 幸	1,434,351	5.5
④ 山 内 薫	1,323,354	5.0
⑤ 飯 田 愛 太	1,084,599	4.2
⑥ サ ッ ポ ロ ビ ール 株 式 会 社	962,600	3.7
⑦ 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	544,785	2.1
⑧ 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 ロ)	388,600	1.5
⑨ 日 本 ト ラ ス ティ ・ キ ー ・ ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 ロ 5)	364,800	1.4
⑩ 飯 田 健 太	341,838	1.3

- (注) 1. 持株比率は小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。
 2. 持株比率は自己株式(426,734株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況等
代表取締役社長	飯 田 永 太		テンワールドトレーディング㈱ 代表取締役社長 ㈱永幸 代表取締役社長
代表取締役専務	飯 田 健 太	商 品 本 部 長 兼 海 外 戦 略 室 長 兼 テング酒場営業企画部長 兼 ミートキッチンlog50立上担当	テンワールドトレーディング㈱ 取締役 ㈱永幸 取 締 役
常 務 取 締 役	芳 澤 聡	管 理 本 部 長 兼 人 事 部 長 兼 人 材 開 発 室 担 当 部 長	
取 締 役	加 藤 慶 一 郎	経 理 部 長	
取 締 役	藤 岡 慶	和 食 営 業 企 画 部 長 兼 新 業 態 立 上 担 当	
取 締 役	吉 田 守	仕 入 部 長 兼 関 東 セ ン ト ラ ル キ ッ チ ン 所 長	テンワールドトレーディング㈱ 取締役
取 締 役	若 杉 秀 康		若杉行政書士事務所 代表
取 締 役	矢 野 奈 保 子		矢野公認会計士事務所 代表
常 勤 監 査 役	玉 置 守		テンワールドトレーディング㈱ 監査役
監 査 役	小 野 晃 司		小野晃司公認会計士事務所 代表
監 査 役	高 山 義 雄		青空税理士法人 代表

- (注) 1. 取締役 若杉秀康氏及び矢野奈保子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 小野晃司氏及び高山義雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 小野晃司氏及び高山義雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社と各社外役員の重要な兼職先との間には特別な関係はありません。
5. 社外取締役 若杉秀康氏及び矢野奈保子氏、社外監査役 高山義雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 当社定款第29条及び第41条に基づき、常勤監査役 玉置守氏とは、責任限度額を法定で規定する額として責任限定契約を締結しております。
7. 取締役関東東北東事業部長 片岡剛氏は、2019年11月11日辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	10人	69,896千円	
監 査 役	3人	13,680千円	
計	13人	83,576千円	

- (注) 1. 上記の取締役の支給額の他に使用人兼務取締役の使用人分給与が43,725千円あります。
2. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額2億円（1991年6月26日定時株主総会決議）であります。
3. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額30百万円（2006年6月28日定時株主総会決議）であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 各社外役員のための主な活動状況

(イ) 取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会への出席		監査役会への出席	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役	若 杉 秀 康	13回	100%	—	—
取 締 役	矢 野 奈 保 子	13回	100%	—	—
監 査 役	小 野 晃 司	13回	100%	16回	100%
監 査 役	高 山 義 雄	13回	100%	16回	100%

(ロ) 取締役会及び監査役会での発言状況

取締役 若杉秀康氏及び取締役 矢野奈保子氏は、取締役会において主に企業リスクに対する客観的な観点で労務問題やコンプライアンス対策に関する事項につき都度発言を行っております。

監査役 小野晃司氏及び監査役 高山義雄氏は、公認会計士の見地から経営に関する助言・提言を行っております。また、いずれの監査役とも監査役会に出席し、積極的な情報共有化を図り、監査の方法その他監査役業務の執行に関する事項につき、都度発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社定款第29条及び第41条において、社外取締役および監査役を対象に責任限度額を法定で規定する額として責任限定契約を締結できる旨定めており、取締役 若杉秀康氏、取締役 矢野奈保子氏及び監査役 小野晃司氏、監査役 高山義雄氏と同契約を締結しております。

③ 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報 酬 等 の 額
社外役員の報酬等の総額	5人	12,110千円

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人

名 称
有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|----------|
| ① 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 25,000千円 |
| ② 上記①のうち、公認会計士法第2条第1項の業務の対価として会計監査人に支払うべき額 | 25,000千円 |
| ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 25,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額に金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬額見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項に定める同意の判断をいたしました。

(3) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が、会社法や公認会計士法の法令に違反または抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合、及びその他職務の執行に支障がある場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合には、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・社長直轄の監査部を設置し、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続きの妥当性や業務執行の有効性等について内部監査を実施しており、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行っております。
- ・法令遵守の観点から、今後内部統制システムの構築を進め、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制を整えてまいります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会議事録は事務担当者によって作成し、保存・管理しております。
- ・情報の不正利用及び漏洩防止の徹底のため、主としてシステム面から効果的な情報セキュリティ対策を推進しております。
- ・個人情報管理については、情報漏洩・不正アクセス等の防止のため、アクセス可能者を制限したセキュリティ体制を確立しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・全社的なリスク管理マニュアルを整備し、担当部署のリスク管理のレベル向上に努めることにより、未然防止と有事に適切な対応が出来るような体制を整えておりますが、今後はリスク管理規程を定めて、よりリスク管理の徹底を図ってまいります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定例の取締役会を毎月1回以上開催し、経営の重要事項の審議及び決定を行っております。

(5) 従業員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・社長直轄の監査部を設置し店舗におけるマニュアルの遵守状況・業務活動全般に関し、手続きの妥当性について定期的に全店舗・部署の内部監査・衛生監査及び商品監査を実施しており、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行います。
- ・業務に必要な関連法令及び定款に適合した業務の遂行のために、毎月開催する定例の店長会議・副店長会議において適時説明を行い、加えて各店舗単位でもマニュアル・通達説明をして全従業員に徹底させております。

- ・公益通報者保護法に基づく公益通報システムについては、公益通報取扱規程を定め、全従業員に周知するとともに電話・電子メール・封書（郵送）をもって受け付ける体制をとっております。
- (6) **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・当社取締役が子会社の役員（取締役）を兼務しており、企業集団全体に影響を及ぼす重要な事項については、当社の取締役会において検討と意見交換を行った上で慎重に決定する体制をとっております。
- (7) **監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項**
- ・監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、適切な当該従業員を定めるものとしております。
- (8) **前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項**
- ・監査役を補助する従業員の独立性を担保するため、その任命や解任等については監査役と協議の上決定するものとしております。
- (9) **取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制**
- ・取締役及び従業員は下記事項を監査役に報告します。
 - イ. 当社及び企業集団に影響を及ぼす重要事項に関する決定
 - ロ. 監査部が実施した内部監査の結果
 - ハ. 公益通報として会社が受け付けた内容が監査役の職務執行に必要と判断される場合
 - ニ. その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき
- (10) **監査役に報告を行ったものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制**
- ・監査役に報告を行ったものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないう、当社の「公益通報取扱規程」に準拠し適正に保護します。
- (11) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・監査部は、内部監査活動の状況と結果、他の部署からの報告受領事項、その他の職務の状況を常勤監査役に対して遅滞なく報告するものとしております。
 - ・代表取締役と常勤監査役は必要に応じ都度意見交換を行っております。
 - ・監査役会は会計監査人から監査計画を事前に受領し、定期的に監査報告書を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聞き取りを行います。

- ・監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支払い精算等の請求をしたときは、当社諸規程の定めに基づき遅滞なく支払処理を行います。なお、監査役は諸費用支出に当たっては、その適正性や妥当性に十分留意するものとしています。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ・企業倫理に関する方針・行動規準において、反社会的勢力の排除、すなわち反社会的勢力に対し毅然とした姿勢・態度で臨み、一切の関係を持ってはならないことを方針・行動基準の一つとして掲げております。
- ・反社会的勢力の対応統括部署は総務部とし、警察を含む外部専門機関、弁護士等と連携して反社会的勢力に関する情報の収集等を行い、グループ内での周知徹底を図っております。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ・当社役員及び従業員に対して、コンプライアンスの基本事項について定期的に全体的な社内講習を開催し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。
- ・金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の信頼性を確保する内部統制システムは、会計監査人との連携もなされ、適切に整備・運用されています。
- ・当社は、当社事業における個別リスクに加え、情報の管理、環境、安全、反社会的勢力との関係遮断等様々なリスクの定期的集約・評価を実施しており、特段のコンプライアンス上の問題は発生しておりません。
- ・当社事業に関する報告は、定期的に取締役会や経営会議で適宜なされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合は適時関係部署への指示を行っております。
- ・取締役や関係部署から、重要な意思決定や職務の執行内容等に関する重要な文書の供覧を通じて、監査役が必要とする情報は提供されており、監査役への報告は適切に行われています。

6. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社の株主の在り方として、株主は資本市場での自由な取引を通じて決まるものであり、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方は、最終的に株主全体の意思に基づき判断されるものと考えています。

そして、当社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方としては、お客様・お取引先様・株主の皆様・従業員など当社を巡るステークホルダーとの共存共栄を図り、当社の企業価値を向上させる者が望ましいと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社が築き上げてまいりました飲食業界における事業モデルに係るノウハウを発展・拡大させることで、経営の効率化・収益力の向上に努めると同時に、コーポレート・ガバナンスに係る体制の充実を図ることが企業価値を高め、全てのステークホルダー共同の利益に資するものと考えております。

そのために、業務の適正を確保するための諸制度の整備を前掲のように実施しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,121,074	流動負債	2,432,412
現金及び預金	1,449,588	買掛金	230,568
売掛金	117,124	短期借入金	500,000
たな卸資産	190,233	一年内返済予定の長期借入金	100,000
その他	393,411	リース債務	599,585
貸倒引当金	△29,282	未払金	490,467
固定資産	6,213,740	未払消費税等	112,307
有形固定資産	2,259,285	未払法人税等	77,168
建物及び構築物	1,435,576	未払事業所税	31,571
機械及び装置	244,021	未払費用	250,216
工具、器具及び備品	334,584	店舗閉鎖損失引当金	18,183
土地	245,103	その他	22,344
無形固定資産	84,526	固定負債	1,495,359
ソフトウェア	80,249	リース債務	134,895
その他	4,276	退職給付に係る負債	1,130,672
投資その他の資産	3,869,928	役員退職慰労引当金	18,026
投資有価証券	139,096	長期預り保証金	42,000
敷金及び保証金	3,719,648	資産除去債務	116,178
その他	14,783	繰延税金負債	22,563
貸倒引当金	△3,600	再評価に係る繰延税金負債	31,023
資産合計	8,334,814	負債合計	3,927,772
		(純資産の部)	
		株主資本	4,326,253
		資本金	5,257,201
		資本剰余金	1,320,000
		利益剰余金	△2,089,131
		自己株式	△161,816
		その他の包括利益累計額	80,788
		その他有価証券評価差額金	20,880
		土地再評価差額金	70,295
		退職給付に係る調整累計額	△10,386
		純資産合計	4,407,042
		負債・純資産合計	8,334,814

連結損益計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		14,567,080
売上原価		4,011,354
売上総利益		10,555,725
販売費及び一般管理費		10,863,279
営業損失		307,553
営業外収益		
受取利息	103	
受取配当金	6,361	
受取賃貸料	5,719	
固定資産受贈益	6,059	
受取事務手数料	5,197	
貸倒引当金戻入	6,000	
雑収入	19,386	48,827
営業外費用		
支払利息	17,200	
雑損失	9,089	26,290
経常損失		285,015
特別利益		
新株予約権戻入益	645	
店舗閉鎖損失戻入益	3,141	
その他	242	4,029
特別損失		
固定資産除却損	3,169	
減損損失	447,049	
固定資産処分損	24,748	
店舗閉鎖損失	22,181	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	18,183	
その他	248	515,581
税金等調整前当期純損失		796,567
法人税、住民税及び事業税	50,325	
法人税等調整額	△1,113	49,211
当期純損失		845,779
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純損失		845,779

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,085,586	流動負債	2,437,168
現金及び預金	1,408,354	買掛金	236,470
売掛金	117,124	短期借入金	500,000
商品	46,588	一年内返済予定の長期借入金	100,000
半製品	143,959	リース債務	599,585
貯蔵品	4,886	未払金	490,177
前払費用	215,607	未払消費税等	112,154
未収入金	176,262	未払法人税等	77,098
その他	2,085	未払事業所税	31,571
貸倒引当金	△29,282	未払費用	249,582
固定資産	6,223,740	預り金	18,886
有形固定資産	2,259,285	店舗閉鎖損失引当金	18,183
建物	76,455	その他	3,457
建物附属設備	1,358,572	固定負債	1,484,972
構築物	547	リース債務	134,895
機械及び装置	244,021	退職給付引当金	1,120,285
工具、器具及び備品	334,584	役員退職慰労引当金	18,026
土地	245,103	長期預り保証金	42,000
無形固定資産	84,526	資産除去債務	116,178
ソフトウェア	80,249	繰延税金負債	22,563
電話加入権	3,896	再評価に係る繰延税金負債	31,023
その他	379	負債合計	3,922,141
投資その他の資産	3,879,928	(純資産の部)	
投資有価証券	139,096	株主資本	4,296,009
関係会社株式	10,000	資本金	5,257,201
出資金	4,200	資本剰余金	1,320,000
長期前払費用	10,583	資本準備金	1,320,000
敷金及び保証金	3,719,648	利益剰余金	△2,119,374
貸倒引当金	△3,600	その他利益剰余金	△2,119,374
資産合計	8,309,326	別途積立金	77,527
		繰越利益剰余金	△2,196,902
		自己株式	△161,816
		評価・換算差額等	91,175
		その他有価証券評価差額金	20,880
		土地再評価差額金	70,295
		純資産合計	4,387,185
		負債・純資産合計	8,309,326

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		14,567,080
売 上 原 価		4,023,148
売 上 総 利 益		10,543,931
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,854,890
営 業 損 失		310,958
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	103	
受 取 配 当 金	6,361	
受 取 賃 貸 料	5,719	
固 定 資 産 受 贈 益	6,059	
受 取 事 務 手 数 料	11,197	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	6,000	
雑 収 入	18,236	53,676
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,200	
雑 損 失	9,089	26,290
経 常 損 失		283,571
特 別 利 益		
店 舗 閉 鎖 損 失 戻 入 益	3,141	
新 株 予 約 権 戻 入 益	645	
そ の 他	242	4,029
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	3,169	
減 損 損 失	447,049	
固 定 資 産 処 分 損 失	24,748	
店 舗 閉 鎖 損 失	22,181	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	18,183	
そ の 他	248	515,581
税 引 前 当 期 純 損 失		795,123
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	50,238	
法 人 税 等 調 整 額	△1,113	49,124
当 期 純 損 失		844,247

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

テンアライド株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 服部 将一 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 桑本 義孝 ㊤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テンアライド株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年4月23日及び2020年5月21日に資金の借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

テンアライド株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服部 将一 ㊦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桑本 義孝 ㊦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テンアライド株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年4月23日及び2020年5月21日に資金の借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査役監査基本計画書に基づき監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門、その他の従業員等並びに他の監査役と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通並びに情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 内部統制システムに関する取締役会決議の内容並びにその構築及び運用の状況について、取締役及び従業員等に対して報告を求め、監査いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び従業員等並びに会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、その「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を適切に整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況についても、財務報告に係る内部統制を含め、特段指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく取り組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

テンアライド株式会社 監査役会

常勤監査役 玉 置 守 ㊞

監 査 役 小 野 晃 司 ㊞

監 査 役 高 山 義 雄 ㊞

(注) 監査役小野晃司及び監査役高山義雄は社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) * 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況
1	い だ えい た 飯 田 永 太 (1953年9月24日生) * 3,787,847株	1978年10月 当社入社 1979年2月 取締役 1985年6月 代表取締役社長（現任） 2005年9月 テンワールドトレーディング㈱代表取締役社長（現任） 2005年9月 ㈱永幸代表取締役社長（現任）
	【選任理由】 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社経営陣の中心としてリーダーシップを発揮し、営業、商品企画、開発、調達、製造、管理等当社事業に関連する様々な部門に精通しており、代表取締役に相応しい経験と能力を有しているため。	
2	い だ けん た 飯 田 健 太 (1984年4月9日生) * 341,838株	2012年5月 当社入社 2014年5月 ㈱永幸取締役（現任） 2014年6月 取締役関東城西事業部長 2015年5月 テンワールドトレーディング㈱取締役（現任） 2015年6月 常務取締役仕入部長兼海外出店準備室長 2019年3月 常務取締役商品本部長兼海外戦略室長 2019年6月 代表取締役専務商品本部長兼海外戦略室長兼ミートキッチンlog50立上担当 2019年10月 代表取締役専務商品本部長兼海外戦略室長兼テング酒場営業企画部長兼ミートキッチンlog50立上担当（現任）
	【選任理由】 営業、開発、調達分野で幅広い見識を有し、また海外市場に関しても豊富な人脈により有用な情報の受信を行い、代表取締役に補佐するべくリーダーシップを発揮しており、専務取締役に相応しい経験と能力を有しているため。	
3	よし ざわ そう 芳 澤 聡 (1974年2月12日生) * 9,200株	1996年4月 当社入社 2012年4月 執行役員関東城南事業部長 2014年6月 取締役人事部部長 2019年6月 常務取締役人事部部長 2020年4月 常務取締役管理本部長兼人事部部長（現任）
	【選任理由】 営業での豊富な経験に加え、人事・採用・教育分野に精通しており、常務取締役として相応しい人材であるため。	
4	か とう けいいちろう 加 藤 慶 一 郎 (1973年2月7日生) * 9,800株	2011年11月 当社入社 2013年6月 執行役員経理部長 2016年2月 上席執行役員経理部長 2017年3月 主席執行役員経理部長 2017年6月 取締役経理部長（現任）
	【選任理由】 公認会計士としての経験に加え、経理・財務・経営管理に関する幅広い知見を有しており、当社取締役として相応しい人材であるため。	

候補者番号	氏名 (生年月日) * 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況
5	ふじ おか けい 藤 岡 慶 (1976年11月13日生) * 4,700株	1999年4月 当社入社 2012年4月 執行役員関東南部事業部長 2014年4月 執行役員和食営業企画部長兼中部事業部長 2016年2月 上席執行役員和食営業企画部長兼中部事業部長 2017年3月 主席執行役員和食営業企画部長兼関東城南事業部長 2018年6月 取締役和食営業企画部長兼新業態立上担当(現任)
	【選任理由】 営業、商品企画に関して、現場視点も含めた大局的的確な視野での経験や見識を有し、更に事業開発にも携わっており当社取締役として相応しい人材であるため。	
6	よし だ まもる 吉 田 守 (1971年10月1日生) * 7,300株	1993年1月 当社入社 2014年4月 執行役員旬鮮営業企画部長兼関東中央総武事業部長 2016年2月 上席執行役員旬鮮営業企画部長兼関東城西事業部長 2017年3月 主席執行役員仕入担当部長 2018年6月 取締役テング酒場営業企画部長兼仕入部長 2019年10月 取締役関東セントラルキッチン所長兼仕入部長(現任)
	【選任理由】 営業、商品企画に関して、現場視点も含めた大局的的確な視野での経験や見識を有し、更に事業開発にも携わっており当社取締役として相応しい人材であるため。	
7	や の な ほ こ 矢 野 奈保子 (1962年6月29日生) * 0株	1986年4月 日本電気㈱入社 1994年3月 ㈱ビジネスブレイン太田昭和入社主管コンサルタント 1995年4月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)非常勤入所 1997年4月 公認会計士登録 2000年12月 ㈱日本総合研究所入社主任研究員 2008年2月 矢野公認会計士事務所代表(現任) 2012年4月 ㈱コンフォートコンサルティング代表取締役社長 2019年6月 当社社外取締役(現任)
	【選任理由】 公認会計士・税理士および経営コンサルタントとして培われた豊富な経験と幅広い見識を有していること、ならびに女性ならではの視点を当社の経営に活かしていただけのこと、更に今後当社が進めていく女性の活躍をはじめとするダイバーシティ・マネジメント等に対して貢献していただけるものと判断したため。また、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しているため。	

候補者番号	氏名 (生年月日) * 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況
8	※ 宗 宮 英 恵 (1982年2月26日生) * 0株	2008年12月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 牛島総合弁護士事務所入所(2019年2月まで) 2011年4月 消費者庁企画課・消費者制度課出向 2015年5月 ジョージタウン大学ローセンター、ワシントン大学 ロースクール客員研究員 2015年9月 日本銀行政策委員会法務課出向 2017年5月 特定複合観光施設区域整備推進本部事務局・内閣官 房特定複合観光施設区域推進立案・法制化担当 2019年3月 のぞみ総合法律事務所入所(現任)
	【選任理由】 弁護士として法務に関する豊富な経験と専門知識を有しており、その経歴を通じて培われた見識等を活かして、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与し、新任の社外取締役候補者として相応しいと判断しているため。	

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 矢野奈保子氏及び宗宮英恵氏は、社外取締役候補者であります。
4. 矢野奈保子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、矢野奈保子氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、宗宮英恵氏の選任が承認された場合は、同契約を新規契約する予定であります。
6. 当社は、矢野奈保子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、宗宮英恵氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員として届け出る予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役玉置守氏ならびに小野晃司氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) * 所有する当社の株式数	略歴ならびに重要な兼職の状況
1	※ はしもと きょういち 橋本恭一 (1957年3月25日生) * 0株	1980年4月 花王石鹸㈱(現花王㈱)入社 1995年4月 花王インドネシア現地法人管理部門統括 2000年4月 花王販売㈱(現花王グループカスタマーマーケティング㈱)受注センター長 2008年4月 花王㈱会計財務部門マネジャー 2013年3月 ㈱カネボウ化粧品常勤監査役 2020年4月 当社入社監査部内部監査担当(現任) 2020年5月 テンワールドトレーディング㈱常勤監査役(現任)
	【選任理由】 財務、会計、マネジメントに関する豊富な知識・経験を有し、㈱カネボウ化粧品においても監査役を経験され、これらの専門性、経験、見識を活かし、実効性の高い監査が期待できると判断したため。	
2	※ たらばな としひと 橋 稔 人 (1965年12月7日生) * 0株	1988年4月 ㈱西武百貨店入社 1997年11月 ㈱エフ&エム入社 2003年12月 ㈱産研アウトソーシング入社 2006年2月 橋人事労務総合事務所代表(現任) 2008年6月 ㈱バックスグループ非常勤監査役
	【選任理由】 社会保険労務士として培われた専門知識・経験を有していることから、非正規雇用労働者を多数雇用している当社において有益なアドバイスをいただけるものと判断したため。	

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 橋本恭一及び橋稔人の両氏の選任が承認された場合は、当社は、両氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 橋稔人氏は、社外監査役候補者であります。
5. 橋稔人氏の選任が承認された場合は、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴ならびに重要な兼職の状況
* 所有する当社の株式数	
つ くら まこと 津 倉 眞 (1947年10月16日生)	1974年9月 監査法人中央会計事務所入所
	1982年2月 監査法人保森会計事務所入所
	2002年7月 同所代表社員
	2015年12月 津倉公認会計士事務所開設同所所長(現任)
	2017年5月 ㈱放電精密加工研究所社外取締役(現任)
* 0株	2018年3月 ㈱セイファート社外取締役(現任)
【選任理由】	
公認会計士としてこれまで培ってきた高度な税務・会計知識と見識等を当社監査体制に活かし、客観的な立場から当社の経営を監査されると判断したこと、また、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断したため。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 津倉 眞氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 津倉 眞氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

任期中途中で取締役を辞任により退任されました片岡剛氏ならびに本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます玉置守氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
片岡 剛	2007年6月 取締役和食営業企画部長 2015年4月 取締役関東東北東事業部長 2019年11月 取締役辞任
玉置 守	2012年6月 常勤監査役(現任)

以上

